賃貸借【長期継続契約】

除雪ローダ（8t 級 車輪式）仕様書

【1.3m3 バケット，前面熱線ガラス,運行記録計，スノーワイパーブレード,チェーン,振動抑制装置】

平成 27 年度

酒田市

概　　要

この仕様書は、除雪ローダ（８ｔ級　車輪式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は「道路運送車両の保安基準」（運輸省令昭和２６年第６７号。以降の改正分を含む。）に適合するもの、又は、平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ただし、継続生産車・輸入車・少数生産車については「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年１０月８日付け建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む。））又は、「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成１８年３月１７日付け国総施第２１５号）に基づき指定または届出され、基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については酒田市長（以下「借受者」という。）と物品供給人（以下「貸付者」という。）が協議の上決定するものとする。

１　台数　　1 台

２　性能

（１）バケット幅　　2,340 mm

（２）バケット容量　　1.3 m3

（３）バケット上昇時間　　5.0 sec

下降時間　　2.5 sec

（４）走行速度

速度段		1	2
走行速度 (km/h)	前進	11.5	34.5
	後進	11.5	34.5

（５）最大牽引力　　58.0 kN

（６）登坂能力　　25 度

（７）最小回転半径

最外輪中心　　4.5 m

除雪装置最外側部　　5.3 m

（８）騒音レベル

操縦席、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉　　85 dB(A) 以下

３　主要諸元

（１）全長（バケット地上水平時）　　6,400 mm 以下

（２）全幅（車体）　　2,300 mm 以下

（３）全高（バケット地上、黄色灯火上端まで）　3,400 mm 以下
（４）最低地上高　300 mm 以上
（５）車両重量　7,000 kg 以上 9,000 kg 未満
（６）最小回転半径（バケット最外側部）　5,400 mm 以下
（７）乗車定員　2 人

４　車体
（１）機関
　形　　式　　水冷、ディーゼル機関
　定格出力　　70 kW 以上
（２）動力伝達装置　　前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする
（３）タイヤ
　形　　式　　ノーマルタイヤ（タイヤチェーン4本付属）
（４）かじ取装置
　形　　式　　車体屈折式
（５）運転室
　運転室
　構　　造　　全鋼製密閉形
　窓　　（前）熱線入り
　　　　（前・後）スノーワイパーブレード

５　除雪装置
（１）形式　フロントエンドバケット
（２）バケット容量　1.3 m3
（３）ダンピングクリアランス　2,710 mm
（４）ダンピングリーチ　1,000 mm
（５）バケット幅　2,340 mm
（６）バケット刃先形状　平形刃先
（７）走行時振動抑制機構
　形　　式　　アキュームレーター式（ＯＮ－ＯＦＦ切替式）
　制 御 方 式　　走行時に発生する機体のピッチングやハウジング等の振動を低減させるため，リフトシングのボトム側油室と外部に設けたアキュームレーターを管路で連結し、アキュームレーターの緩衝作業により機体の振動を抑制する機構。

６　計器類
（１）運行記録計（45km/h、7日計）　1 式
（２）速度計又は機関回転計　1 式

（３）燃料計　1 式
（４）アワーメーター　1 式
（５）機関油圧計又は機関油圧警告灯　1 式
（６）水温計　1 式
（７）充電警告灯　1 式
（８）その他標準計器類　1 式

７　照明装置類
（１）前方作業灯　2 灯
（２）後方作業灯　2 灯
（３）黄色灯火（散光式、幅1,100mm）　1 式
（４）その他標準照明装置類　1 式

８　付属装置及び付属品
（１）バックブザー（後方１mにおいて音圧80～100dB(A)）　1 式
（２）エアコン　1 式
（３）ウィンドウォッシャー（電動式）　1 式
（４）ワイパー（電動式、スノーブレード）　1 式
（５）標識板（300×570mm以上、車体後部取付）　1 式
（６）けん引装置　1 式
（７）座席ベルト（全席）　1 式
（８）ルームミラー　1 式
（９）サイドミラー　1 式
（10）リアアンダーミラー　1 式
（11）非常用信号具（発炎筒 1、赤旗 1）　1 式
（12）消火器（ABC粉末、1.8kg以上）　1 式
（13）床マット　1 式
（14）タイヤチェーン
（Sラグ付スイッチバック形、チェーンバンド付）　4 本
（15）標準付属工具　1 式
（16）取扱説明書　1 部
（17）部品表　1 部
（18）履歴簿（仕様書を貼付けしたもの）　1 部
（19）その他標準付属品（ラジオ等）　1 式

９　塗装
国土交通省建設機械塗装基準による。

10　検　　査

貸付者は、十分な慣らし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかをその内訳が分かる資料により検査する。検査に要する器具、人員等は貸付者が準備するものとする。

11　その他の事項

11-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について」（昭和５５年６月５日付け建設省機発第４７３号(以降の改正分を含む)）に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行に伴う両登録、基準緩和及び道路維持作業車の申請・届出については貸付者が行うものとする。また、これらにかかる費用は貸付者の負担とする。

ただし、これにより難い場合は借受者と貸付者が協議の上決定するものとする。

12　契約形態

12-1長期継続契約

5年間の賃貸借（長期継続契約）とし、契約期間終了後に、借受者に無償で譲渡するものとする。なお、譲渡に伴う手続き等は貸付者の負担により行うものとする。その他事項については、別途協議する。

12-2 賃貸借料対象費用

(1) 車両代

(2) 登録納車諸費用

(3) 自動車自賠責保険

(4) 定期点検費用

(5) 車検費用

12-3 借受者負担

賃貸借期間中の修繕費用、消耗品、任意保険

12-4 賃貸借料の支払い

賃貸借料の支払いは4か月分をまとめて7月、11月、3月末に行う。